

令和2年4月23日
土木部工事第二課

議会の委任による専決処分の報告
(歩行者の転倒事故に係る損害賠償額の決定)

1 事故の概要

- (1) 発生日時 平成30年10月31日(水)午後5時頃
(天気:曇り)
- (2) 発生場所 世田谷区瀬田二丁目25番1号先区道(裏面参照)
- (3) 相手方 乙()
- (4) 事故内容 瀬田二丁目25番1号先の世田谷区(以下「甲」という。)管理区道において、乙が歩行中に破損した視線誘導標(ラバーポール)の残っていた台座部分につまずき転倒し、右手首の負傷と掛けていた眼鏡が破損した。
- (5) 損傷の程度 乙 右手首骨折・眼鏡破損
- (6) 過失割合 甲 5割 ・ 乙 5割

2 乙への損害賠償額 316,205円
(特別区自治体総合賠償責任保険により全額補てんされる。)

3 専決処分日 令和2年4月13日

事故発生現場案内図



事故発生現場詳細図

